

講演録 (Public Lecture)

刑事裁判と目撃証言：誤判事件の教訓を通して考える¹⁾

指宿 信

(立命館大学大学院法務研究科)

Criminal Trial and Eyewitness: Lessons from Miscarriage of Justice in
Canada and Japan

IBUSUKI Makoto

(Graduate School of Law, Ritsumeikan University)

はじめに

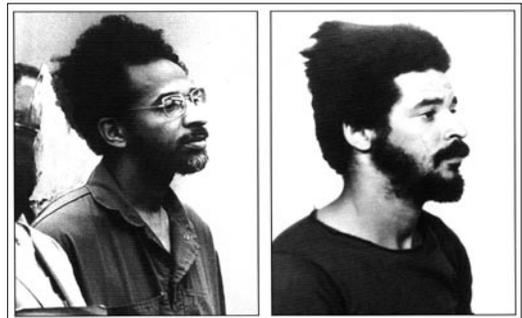
本稿は、刑事裁判の中でも最も重要な問題、すなわち「誤った裁判（誤判）」というのがどのようにおきるのかということを考える際に、その主要な要因とされている目撃証言（犯人識別供述）を取り上げる。この目撃証言という問題は、心理学の世界と法学の世界、とりわけ刑事法の世界、の双方に関わるテーマとなる。

「誤った犯人識別供述——一般に目撃証言と呼ばれるもの——に基づいて事件を立件することは、えん罪を生む危険を有しているばかりか、真犯人を取り逃がす結果になりかねないのであって、二重の意味で重大な問題を含んでいる。」これは2004年に大阪地裁で出された判決の中で裁判長が述べている言葉である。この指摘は誤判すべてに言えることであり、無実の被告人を処罰し、真犯人を取り逃がしてしまう。では、本当に目撃証言が誤っているなどということは頻

繁に起きうるのか。あるいは人間はそんなにあやふやな目撃証言をしたりしてしまうのであろうか。

外国の例ではあるが、図1にある2枚の写真を見てみよう。ある犯罪の現場で左の人を見たとし、つまり目撃証人として、「私は犯人を見ました」と警察に言ったとしよう。続いて、あなたの目の前に右の人が出てきたとき、「この人は犯人ではありません」と断言できるであろうか。

この右側に写っている人物、ウィリアム・バーナード・ジャクソンは五年間、目撃証言によって2人の女性をレイプしたとして刑務所に入



【図1】(出典：Martin Yant, “Presumed Guilty: When Innocent People Are Wrongly Convicted” (1991).)

1) 本稿は、2005年1月22日におこなわれた立命館土曜講座の講演録を元に、若干の補正追加をおこなったものである。テープ起こしについては、立命館大学法学研究科院生の吉井匡氏に負っている。

れられていた。左側の人物は、エドワード・ジャクソンと言い、彼こそがウィリアムが罪を着せられた事件の真犯人である。ジャクソンという同じ姓であっても、これぐらい似たような人が世の中にはいる。このケースでは真犯人が見つかったから救われたが、誤った目撃証言の結果、誤判のまま服役、あるいは死刑にすらされているという事実が何件も報告されているのである。

本稿の内容は、まず、刑事裁判における目撃証言の危険性、すなわち誤判原因としての目撃証言について述べる。その次に、目撃証言がどのように形成されるか、また、目撃証言の形成を阻害している要因はどのようなものかを紹介する。その後、各論として、目撃証言の信用性を判断する仕組みを大まかに見た後に、海外の誤判事例と日本の誤判事例、そして今日、日本において無罪を求めて目撃証言の信用性をめぐって争われている事例を紹介し、最後にそのような問題を回避ためにはどのような工夫をすればよいかを論ずる。

1. 目撃証言の危うさ

犯人を見たという証言があったとしよう。まず、この証言が、本当に犯人を見たかどうか、真実を述べているのか虚偽であるのかという第一段階の問題がある。万が一、犯人を見ていないのに見たと言っているかもしれない。虚偽の目撃供述が紛れ込む恐れがある（虚偽タイプ）。第二に、仮に犯人を見たということが真実であっても、犯人に対する識別供述、Xという人が犯人であるという証言が真実であるかあるいは誤っているかもしれない。Yが実は真犯人であるのに、Xだという風に思ってしまったかもしれない。「Xが犯人ですね」「はいそうです」と言ってしまったかもしれない（誤認タイプ）。目撃証言については一般に証言が信用できるか

どうかとして後者の誤認問題に焦点があてられているが、実は犯人を見ていないのに見たといってしまうている、あるいは言わされてしまっている、という第一のケースもある。

どれほど誤った目撃証言が刑事裁判を誤らせているかということにつき、二つほど海外の先行研究を紹介したい。第一は、1996年のハフ（オハイオ州立大学教授）を中心としたグループの研究である（Huff, 1996）。彼らは米国で誤って有罪とされてしまったことが資料的に認められている205件を収集し、それぞれ、何が最も大きな誤判原因であるか分類した。そうすると205件の内100件が誤った目撃証言によって誤判となっていた（図2参照）。割合としてもほぼ半分の誤判が誤った目撃証言によって起きていたということが報告されている。続いて、2000年に公にされたハリー・シェックらの研究である（Scheck, 2000）。彼らは62件の誤判とされた事件を収集し、それぞれの事件から複数の要因を抽出し、その出現率が高いものから上位に並べていくという手法で誤判原因を示した。すると、62件中52件で誤った目撃証言が何らかの形で関わっていたことが明らかになった（図3参照）。出現率は83.8%で、やはり誤った目撃証言というのは、誤判原因として突出していることが先行研究から明らかになっている。この他、多くの世界の誤判研究を見ても、目撃証言によって誤判が生じているというのは共通した研究結果である²⁾。

2) これまでの目撃証言研究の紹介や実状を紹介した文献として、巖島・仲・原『目撃証言の心理学』（2003 北大路書房）、渡部保夫監修・一ノ瀬・巖島・仲・浜田編『目撃証言の研究—法と心理学の架け橋を求めて』（2001 北大路書房）、庭山英雄監訳『同一性識別の法と科学（デブリン・レポート）』（2000 信山社）があり、我が国においても目撃証言（犯人識別供述）をめぐる研究は活発におこなわれている。上述の研究書の他、S. L. Sporer, R.S. Malpass & G. Koehnken（箱田・伊東監訳）『目撃者の心理学』（2003・ブレーン出版）など。

瑕疵のタイプ	件数	比率 (%)
誤った目撃証言	100	48.8
証人の偽証	21	10.2
法執行官の過失	19	9.3
純粹な過誤	16	7.8
強制された自白	16	7.8
でっちあげ	8	3.9
法執行官の偽証	5	2.4
警官の偏った証言	3	1.5
法廷における過誤	3	1.5
他の過誤	14	6.8
合計	205	100.0

【図2】ハフらの研究（1996年）

瑕疵のタイプ	件数 (62件中)	出現率
誤った目撃証言	52	83.8
血液型鑑定の過誤	32	51.6
警察の不正行為	31	50.0
検察の不正行為	26	41.9
誤った科学的証拠	21	33.8
毛髪鑑定	18	29.0
不十分な弁護	17	27.4
証人の虚偽証言	15	24.1
通報者の虚言	15	24.1
誤った自白	15	24.1

【図3】シェックらの研究（2000年）

2. 目撃証言と誤判

目撃証言には大きく分けると、2つのタイプがある。殺人を例外として、被害者が生存している場合、被害者による目撃証言、「この人に私は襲われました」として被害者が特定する場合と、被害者とは関係ない第三者が犯人を見たとして証言する2つのタイプがある。それぞれに固有の誤った識別の要因があるとされているので、以下でまとめておきたい。どのような形で正しい目撃証言が得られていないのか。第一に、目撃者の人的要因が挙げられる。年齢であるとか、知能、期待、職業、人種（特に異人種

間）が大きな誤判形成原因として指摘されている。2番目は、目標の要因、すなわち目撃されている側の問題で、その目撃されている人物の個性、性別、人種が問題となってくる。さらに目撃している状況、明るさ、目撃していた時間の長さ、時刻、季節、目撃者の注意の度合い、凶器の有無、犯罪の重大性、目撃者のストレス、暴力行為の有無、目撃時のアルコールの摂取の度合い、異性同性の別、目撃してから証言するまでの期間（記憶の保持の時間）、目撃後の情報インプットの量、自己体験との関係性といったことが問題視されている。ここでは、大量の実証研究を十分に紹介する暇がないし、何より筆者は心理学の専門家ではないので、立ち入ったデータの紹介は差し控えておきたい。

では、目撃証言というのはどのようにして獲得されていくのか。まず、目撃者が犯人を見ているとなると、その犯人を知っている人であれば、「誰々さんです」というわけだが、知らない場合にどのように再生するかということが問題になってくる。周知のとおり、「面通し」という手続が取られるのが一般である。被疑者とそうでない人物を並べて、目撃者にガラス越しに選ばせる。英語では「ラインナップ」と呼ばれるものである。それに対して、写真を使った「写真面割」というものも使われる。被疑者とそうでない人物の写真を並べてその中から選ばせるという手法である。その他に警察でモニターを作ったり似顔絵を作成して犯人像を作り上げていくというようなことも行われる。そうした様々な手法で目撃証言を再生させていくわけだが、そこには大きく分けると次のような3つの問題がある。

まず、目撃者自身の記憶の段階—見た時点から記憶の段階でどういう問題が入ってくるか—、2番目にはそれを再生する段階—捜査機関に記憶を伝え、証拠として記録化される段階—、3番目は虚偽の問題—目撃していないのに目撃

したと言ったり、故意に別の人物であるというような証言をする一がある。それぞれ、目撃内容の信用性、取扱い、真実性として目撃証言全体の信用性判断において検討されなければならない。われわれはニュースで事件報道に接するとき、「犯人が目撃された」と聞くと、「目撃証人が見つかったんだ、これで一件落着だ」と思ってしまいがちである。だが、目撃証言というのはそんなに簡単に有罪の根拠にすることはできない側面を持っていることを考えておく必要がある。むしろ、「犯人を見た」という証拠としてのインパクトの強さ故に、容易に誤判を生んでしまう可能性も高い性格を有しているということを忘れてはならない。

3. 内外の裁判例から

(1) ソフォノー事件 (カナダ)

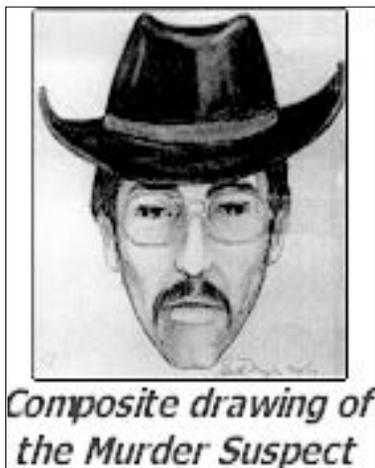
a. 事件の概要

以下、内外のいくつかの事件について紹介、検討をしていきたい。まず、最近目撃証言問題に大きな波紋を与えたカナダのソフォノー事件を取り上げる。この事件は1981年にマニトバ州のウィニペグというところで起きた、ドーナツ

ツ店の女性店員殺害事件である。事件発生当初から複数の目撃証言が存在した。それらの目撃証言を基に作成されたモンタージュ写真からソフォノー氏が逮捕されてしまうが、彼はウィニペグ在住ではなくバンクーバー在住で、たまたま事件当時別れた奥さんと子供に会うためにウィニペグに来ていた。目撃者の一致した犯人像というのは、カウボーイハットをかぶっていた、背が高い、眼鏡をかけひげを生やしていたというもので、これはソフォノー氏の外見に似ていた(図4参照)。

ソフォノー氏が逮捕された翌年に陪審公判が開かれるが評決は不一致となり、2度目の裁判で有罪となった。ソフォノー氏側が上訴、この有罪判決が破棄され、検察官が起こした3度目の裁判でも有罪となった。ところが1986年に上訴審で再びこの有罪判決が破棄され、最高裁に対する検察官上告も棄却され、4度目の起訴は許されないと最高裁は判示し、ようやく裁判は終わった。だが事件は結局迷宮入りとなった。ソフォノー氏にとっても、有罪判決が破棄されただけで法的には無罪の主張が認められたわけではない。その後も彼は、自分は無実であるということをずっと訴え続けていた。ようやく2000年に、州の法務総裁がソフォノー氏は無実であると声明を出し、事件の背景や経緯を調べるための調査委員会の設置を明らかにした。2001年、調査委員会は報告書を公刊し、カナダ社会は、ようやくどうしてこのような誤判事件が起きたのかを知ることになった。以下の記述は、ソフォノー氏の事件に関する王立委員会報告書に拠っている³⁾。

まず、なぜソフォノー氏が2回目と3回目の裁判で有罪となったのかを見ておきたい。当初



【図4】1981年当時のモンタージュ写真

3) <http://www.gov.mb.ca/justice/publications/sophonow/index.html?recommendations/english.html> また、邦語文献として、指宿「カナダにおける取調べ可視化と目撃証言問題」季刊刑事弁護 38号(2004)144-148頁参照。

からドーケセンという男性の目撃証人がいたが、彼はドーナツ店から出ていく不審な男を見て追跡、橋の上から犯人が何かを捨てるのを目撃（後に警察は、川の中から犯人が捨てたとされる手袋を発見する）、その後ドーケセンは男を捕まえようとしてもみ合ったけれども取り逃がしてしまったと言っている。

2回目の裁判で出てきたブラックとチェンという2人の証人は、目撃証人ではなく、ソフォノー氏が逮捕された後に身柄を拘束された拘留所の同じ房にいた人物である。2人とも、ソフォノー氏が「自分が犯人だ」とか、「事件現場にいた」と言っていたと証言をする。ところが、この2人は—後述するように—後々非常に問題のある人物であることが判明していく。

3回目の裁判に出てきたマッケイドとマーティンという証人も、やはり同じ房にいた。彼らもまた、ソフォノー氏が「事件に関与している」と言っているのを聞いたというような証言をしているのである。こうした証人にどのような問題があったのか。

まず、犯人を目撃したとされる証人ドーケセンは、殺人事件があったことを知っていながら、事件後すぐには警察に届けていない。届けてからも、警察での写真面割でソフォノー氏を示すことはできなかったにもかかわらず、公判では「間違いない」とソフォノー氏を指し示している。さらに彼は、2回目、3回目の裁判でも証言台に立つのだが、裁判が進むにつれてその供述が確信度の高いものへと変わっていった。

同房者証人にもたくさんの問題がある。チェン証人は香港人で香港に強制送還される場所だったが、証言と引き換えに保釈され強制送還はされずに任意に出国ということになった（任意に出国すると再びカナダに入国できる）。マッケイド証人は、検察から自分の事件の起訴を取り消してもらってそれと引き換えに証言台に立っている。マーティン証人は、以前別の州の

公判で虚偽の証言をして偽証罪の前科があった。このように信用性にきわめて疑問のある証人を並べて、検察はなんとかソフォノー氏を有罪にしようと試みていたわけである。他にも様々な誤判原因があるのだが、とりわけこうした目撃証言や同房者証人の信用性は調査委員会で注目を集めることとなった。

b. 調査委員会による勧告内容

2001年に出版されたソフォノー事件調査委員会報告書は、カナダの刑事司法制度に関して様々な改善のための勧告意見を提示しているが、次の2つが注目される。1つ目は取り調べの方法に関するものである。被疑者や参考人の取り調べを記録化するために、録画・録音をなささいという勧告をしている。特に目撃証言については、目撃者から供述をどうやって取るべきか、あるいは、ラインナップの方法や手続きについて具体的に詳細な提案をしている。また、公判において目撃証言をどのように取り扱うべきかといった提言もしている。少し詳しく見ていこう。

まず面通しについて、これを実施するには、捜査に関与していない第三者的な立場の警察官が面通しを行わなければならないと勧告している。捜査官がラインナップに関わると、どうしても証人に被疑者を指し示して欲しいわけだから、目撃証人に問いかける際に何らかの暗示や示唆が示されたり、あるいは、この人を指し示して欲しいという気持ちが現れないとも限らない。そのような危険性を取り除くためには、当該事件に関与していない警察官によって面通しをさせる必要があると勧告している。第2に、ラインナップで並んでいる中に本当に犯人とされている被疑者がいるかどうかを教えるはいけないと言っている。これは非常に大事でポイントで、目撃証人は、ラインナップに立ち会うとかなり強いストレスを感じるのが通常である。

彼(彼女)は、その中から犯人を選び出さなければいけないと思ってしまうと、はっきりと目撃していないにも関わらずラインナップにいる誰かを選んでしまう可能性が高くなる。そこで、目撃者に、「この中には(自分が見た犯人は)いません」という選択肢があることを明示しておくべきだと提言しているのである。その選択肢があると自覚することによって、目撃証人はわからない時には例えば被疑者がこの中に並ばされていたとしても「私にはわかりません」「この中にはいないと思います」ということができるようになる。そうでなければ、被疑者が真犯人でない場合、別の真犯人がいるはずだから、真犯人を逃さないという意味でもこの点は非常に重要になる。また、委員会はラインナップをしている間の会話はすべて録画録音しておきなさいと勧告している。つまり、不当な示唆や暗示が証人に対して行われていないかを事後的にチェックできるようにするためである。4点目として、ラインナップに並ぶ人数は少ないといけない、10人は揃えるべきとする。実は複数ラインナップは日本では実施されておらず、日本の場合は「単独面通し」と呼ばれる被疑者をひとりだけ目撃証人に見せるやり方をとっており、そうした点では諸外国は我が国よりもまだ進んでいるわけだが、カナダではラインナップの人数を10人という非常に厳しい水準でやるように勧告するのである。

次に、写真を見て識別する「写真面割」についても委員会は次の5点を勧告した。第一に、最低10人以上の写真を用意すること。第二に、写真を見せている手続を録画すること。第三に、面通しと同じように当該事件に知識のない第三者的な係官が実施すること。第四に、写真は順を追って1枚1枚提示し一括して見せてはいけないこと。第五に、写真面割の場合、犯人識別証言が誤判原因となる可能性があることを警告すること。以上である。

公判段階については、第一に、裁判長が陪審員に目撃証言には危険性が伴うことと、第二に、たとえ確信をもって証言していても証人の確信度と証言の信頼度は比例しないことを説示すべきだとも提言は指摘している。3番目に、目撃供述が誤判原因として上位であることをデータとして示すこと、4番目に、曖昧な識別供述から明確な識別に移行している場合は、その合理性をきちんと考慮すべきことも勧告している。そして最後に、裁判の段階では目撃証人に関する専門家を証人として呼ぶよう勧告する。

c. 小括

冒頭触れたように、経験的、実証的研究を通して目撃証言が誤判原因の圧倒的な原因となっているということを踏まえれば、我が国でも2009年から裁判員裁判が始まり、市民が有罪無罪の判断に職業裁判官と共に関わるわけだから、市民もこうしたソフォノー委員会の勧告に無縁ではないと受け止めるべきだろう。つまり、我が国でも裁判官は裁判員に目撃証言は危ういということを警告すべきであるし、目撃証人の確信と目撃証人の信用性は別のものであると裁判員に告げる必要があるだろう。

本稿の冒頭で、色々な目撃証言の形成阻害要因を紹介したように、事後的な情報や、暗示・誘導など様々な要因で確信度が上昇していることが報告されている。ソフォノー事件の証人ドークセンは、裁判が繰り返されるたびに詳細で確度の高い目撃証言を裁判で行っている。そうした供述態度が検討されなければならない。実はソフォノー事件においても弁護側はエリザベス・ロフタスというアメリカの目撃証言に関する世界的権威と呼ばれている研究者を証人として申請したが⁴⁾、裁判所はそれを受け付けな

4) ロフタス教授の業績は我が国でも相当の紹介があるが、代表的なものとして、E・F・ロフタス(西本武彦訳)『目撃者の証言』(1987 誠信書房)、7

った。専門家がどのような問題点を指摘できるか、それは事件によって様々だろうが、そうした専門家の見解を聞くべきであったのは明らかだろう。

（2）トラスコット事件（カナダ）

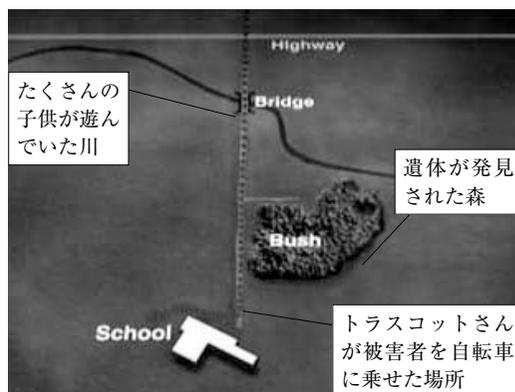
a. 事件の経緯

もう1つ、つい最近カナダ社会に大きな波紋を投げかけた事件を紹介しよう。トラスコット事件と呼ばれるこの事件は、2004年10月にカナダ司法省が再審裁判の開始を決定した殺人事件である。事件発生は古く、1959年6月11日、今から45年も前、オンタリオ州トロントから300kmほど西方にあるクリントンという小さな農村地帯の町で起きた。12歳のリン・ハーパーという少女が行方不明になり2日後に森の中で死体が発見された。彼女と最後に会ったとされるのがスティーブン・トラスコット氏で（当時14歳）、リン・ハーパーに自転車に乗せて欲しいと言われ自転車に二人乗りで森の近くまで乗せて行った。これがきっかけでトラスコット氏が逮捕されることになる。この時の二人乗りは、カナダ史上もっとも有名な自転車乗りの光景であると報道などではしばしば紹介されている。

捜査段階から彼は一貫して無実を訴え、一度も自白していない。だが1959年9月、当時カナダでは死刑がまだ残っていたため、彼は14歳であるにもかかわらず成人裁判に付され死刑判決を受けたのである。後に終身刑に減刑され、1969年、10年模範囚として過ごし仮釈放されるが、その後は別名でひっそりと生活をしていた。公判当時から、トラスコット氏は無実であるという支援運動が全国的に繰り広げられていたにもかかわらず、1959年のカナダの農村地帯というのは、犯罪らしい犯罪がほとんどない、安全な静かな社会であり、前代未聞の凶悪な犯罪が

起きたということによってコミュニティ全体が一種の興奮状態、ヒステリック状態にあったと言われている。

ところが、1997年、長らく社会から忘れられていた事件について、ひっそりと身を隠していたトラスコット氏が突然、再審を申し立てたのである。ちょうど1980年代の後半からカナダでは様々な誤判事件について再審によって無罪が明らかになってきた。ドナルド・マーシャル⁵⁾、ガイ・ポール・モラン⁶⁾、ミルガード⁷⁾といった人々について再審無罪判決が次々と出てきた。そうした再審運動に触発されて、トラスコット氏も再審事件を担う弁護士を訪ね、自分も再審申し立てをしたいという行動を起こしたのである。カナダにはADWC⁸⁾という、誤って



【図5】現場周辺図

- 5) マーシャル事件およびその調査委員会報告書については、拙稿「カナダ司法界を揺るがしたマーシャル事件王立委員会報告書とカナダの刑事司法」季刊刑事弁護5号（1996）148-153頁参照。同事件に関するノンフィクションとして、M. Harris, “Justice Denied: The Law versus Donald Marshall” (1986).
- 6) モラン事件については、同事件調査委員会報告書参照。http://www.attorneygeneral.jus.gov.on.ca/english/about/pubs/moran 同事件に関するノンフィクションとして、K. Makin, “Redrum: The Innocent” (1992).
- 7) ミルガード事件の調査委員会は現在サスカチュワン州サスカトゥワンで開催中である。http://www.milgaardinquiry.ca/home.shtml 参照。同事件に関するノンフィクションとして、C. Karp & C. Rosner, “When Justice Fails: The Milgaard Story” (1991)
- 8) the Association in Defence of the Wrongly ↗

↘ E・ロフタス&C・ケッチャム（厳島行雄訳）『目撃証言』（2000 岩波書店）を参照。

R.C.A.F. Station, Clinton
June 13th, 1959

Statement of Phillip Burns, 9 ^{Quebec} Winnipeg Road. P.B.

I am 10 years old and Grade 5. I remember when Lynn Harper went missing, it would be Tuesday night, June 9th. I didn't have my supper before I left home and went swimming that night down at the swimming hole. When I was walking home from swimming I met the Gaudette girl on the county road, I was at the top of the hill, and she was right near the corner of the bush where the fence is, the closest side to the station. She ^{stood and} asked if I saw Steve and Lynn, but I hadn't. I walked on and I met Butch George, he was riding down the road towards the river and he got off his bike as he came up to me and asked me if I saw Steve or Lynn, and I said I never saw them, but that I saw Jocelyne going down the road. He didn't say any more, but continued towards the river. I walked on home and never met anyone else. When I got home my brother Mike was there. I looked at the clock when I got home because I ~~wasn't~~ hadn't had my supper and I thought it was around 8 o'clock, but it was just 7.30. I walked from the bridge alone all the way home, Chris Higgins had his bike and went ahead of me because his mother and father would be worried. (Didn't understand taking of oath)

WITNESS: _____ SIGNED: Philip Burns
June 13/59

Mrs. Margaret Burns, Phillip's mother, said Michael told her Phillip didn't get home until 7.30.

【図6】フィリップ・バーンズの初期供述調書「誰にも会わなかった」という供述（囲み部分）

有罪とされた被告人のためのNPOがあり⁹⁾、このADWCがトラスコット氏の事件を再調査し、極めて大部の報告書をまとめ真犯人の可能性が高い人物の特定までするに至った。また、ジュリアン・シャーというノンフィクション作家が

2001年にトラスコット事件を素材に、『あなたが死ぬまでずっと』というカナダではベストセラーとなった本を出版する (Shar, 2001)。そうして、再審への動きが活発化し、2002年には司法省が調査委員会を設置した。(我が国では再審裁判というのは裁判所に請求し、裁判所が再審をするかどうかというのを決定するが、カナダの場合は、司法省が再審をするかどうかを決める。) 2004年8月、司法省の調査委員会の報告書がまとめられ—これは未公開文書である

9) Convicted。ホームページは以下。http://www.aidwyc.org/index.cfm/ci_id/1073/la_id/1.htm.

9) こうした一連のカナダの誤判事件を概観した書物として、B. Anderson & D. Anderson, "Manufacturing Guilt: Wrongful Convictions in Canada" (1998) 参照。

一、再審開始が妥当であろうという結論が出たことを受け、2006年6月、オンタリオ州上訴裁判所で再審が開始されている。

b. 事件の概要

被害者リン・ハーバーの遺体が見つかったのは図5にある森である。下方に彼らが通う学校があり、まっすぐな一本道が国道まで走っている。まず、この学校の近くでトラスコット氏が被害者に自転車に乗せて欲しいと言われ、二人乗りでこの道をずっと北方へ行く。途中、橋の周りで子供たちがたくさん遊んでおり、この二人が国道方向へ向かうのを多数目撃していた。トラスコット氏の証言によれば、国道の近くで被害者を降ろし、後は1人で帰った。彼が1人で帰ってきたのも多数目撃されている。

ところが、ブッチ・ジョージという少年が、「2人が森に入っていくのを見た」という証言をする。だが、この証言が出てきたのは被害者が森で発見された後であることに注意する必要がある。ブッチ・ジョージ証人については、ある同級生が「これまで会った中で一番のウソつきである」と言っており、担任の教師ですら、「毎日言うことがコロコロ変わって困る」というような少年である。もう1人の証人、フィリップ・バーンズという10歳の少年の証言もある。彼は、「はっきり誰とはわからないが、2人が森に入っていった」という証言をしている。ところが、後に開示されたバーンズの6月18日（事件発生は6月11日）の警察に対する供述調書（図6）にはそのような記載がない。調書には、「1人の女の子に会った」「ブッチ・ジョージにも会った」「その後、自分はまっすぐ家に帰って誰とも会っていない」とある。これが、事件後間もなくの供述である。トラスコット事件でなぜ有罪とされたかについては様々な要因があると言われているが、決め手となった証拠はこれらの不利益な目撃証言である。しかも、

彼らの目撃証言は、見ていないものを見たとして証言しているのではないか、すなわち虚偽証言である可能性が非常に高いと考えられている。警察・検察のストーリーに肯定的証言と否定的証言が対立していたが、数的に見れば、川で遊んでいた子供たちの多くは、「二人で橋を渡っていったけれども、一人で乗って帰ってきた」ことを裏付けている。

本件で、警察は、証言に対する取り扱いに慎重さを欠いていたのではないかと指摘されている。例えば、保護者を同席させるとか、録音録画をしておくといったような配慮が欠けていた。そして、警察の見込みに肯定的な証言をした証人の信頼性に疑問があったにもかかわらず、それを無視している。すなわち、これらの証人は、当初の供述を変遷させたり、あるいは客観的な状況とはっきり矛盾した供述をおこなっているにもかかわらず、警察はそうした肯定的証人を信用してしまった。子供の証人には、被暗示性、供述を引き出そうとする者の期待に応えよう、その人が喜ぶような供述をしてあげようという幼い心に潜む気持ちが非常に強いということが心理学者からしばしば指摘されている¹⁰⁾。先程紹介した、シャーの著書の中では、「子供たちのファンタジー」という非常に美しいタイトルの章中、子供らの誤った、虚偽の目撃証言がいかに恐るべき誤判事件を生み出したかということが淡々と語られている。

(3) 大阪テレクラ事件

a. 事案の概要

さて、カナダの事件を2つ紹介したが、第一は犯人を見たことは見たらしいけれども、その識別性に非常に問題があるというタイプの目撃

10) 子供の証言の被暗示性の高さや同調性の高さについての研究は数多い。たとえば、John Doris Ed., "The Suggestibility of Children's Recollections" (1991).

証言、これがソフォノー事件で、2つ目のトラスコット事件は、犯人を見たという供述があるが、見ていないことを見たと言っているのではないかという虚偽性が問題となった事案であった。続いて大阪地方裁判所で最近出された無罪事例で、犯人識別供述が問題となったケースを紹介したい。これも、前者のタイプであり、見たことは間違いないがその識別の信用性が争われ、結果的に無罪判決が出たというものである¹¹⁾。

2003年8月23日午前3時ごろ、テレフォンクラブで知り合った女性よってある男性が顔面を多数殴打されるという事件が大阪で起きる。被害者男性Yは4ヶ月後の12月23日に警察から連絡を受けて、「犯人かもしれない人がいるので来て欲しい」と呼ばれ、取調室の隣室からマジックミラーを使って被疑者Xと面通しを行う(第1回面通し)。その際、犯人ではないかという供述をする。翌年の2004年1月8日、被疑者Xが廊下を通行中にそれを横から見るといふ面通しを行う(第2回面通し)。さらにXが取調室にいるのをドアから面通しをした(第3回面通し)。そこで「間違いない、この人だ」といふ証言をしたため、Xは逮捕、起訴された。この事件の判決が冒頭に紹介したケースである。

まず判決は、目撃証言をどのように扱うべきかにつき、Yによる目撃供述(犯人識別供述)の信用性を見極めるため、次のように3点の視点を提供した。第1番目は、観察条件や記録の保持がよいかどうか、Yの観察がどういう状況でなされたか、Xが犯人であると言ったのは事件から4ヶ月経過していたけれども、それまできちんと記憶を保っていたかどうか検討する。2番目は、YがXを犯人だと述べた識別手続が妥当であったか。3番目は、識別の確信度、である。

b. 犯人識別供述の検討方法

まず第1番目の観察条件について、積極的な要因としては、YがXと出会ってから被害を受けるまで2～3時間行動を共にしていた。そうすると、一瞬しか犯行を目撃していない目撃証人や、あるいは暗闇だけで見たといった目撃証言よりも信頼性が置ける。対象との距離についても比較的近い距離から犯人を見ている。反対に、消極要因としては次のような点を指摘している。まず2人は既知性、つまり、以前に知っている人物ではないこと、Yは裸眼視力が低く当時眼鏡をかけていなかったこと、そして、相当量飲酒をしていたことである。第1回目の面通しで透し鏡越しに見たのは、事件後4ヶ月を経過した後であった点もマイナス要因として挙げている。2番目の識別手続については、消極要因としてまず挙げられたのは、8月23日に被害があったすぐ後の捜査機関の聴取が非常に不十分であった点である。驚くべきことに、どういふ人が犯人だったかという記憶内容を捜査機関はきちんと記録に取っていないのである。しかも、ホテルの部屋に犯人がいたことは明らかであるのに、ホテルの部屋で犯人が触ったかもしれない様々な物の指紋を取っていないという杜撰な初動捜査を批判された。それに引き換え、12月以降の面通しでは警察官がかなり暗示誘導している点が指摘されている。また、先程紹介したようにYは単独面通ししかしていない。複数の人物の中からXを選んでいないわけではないという点も指摘された。

3番目の識別の確信度については、Yは、第1回目、第2回目、第3回目そして公判と、回を重ねるごとに確信的な証言をしていることが問題視されている。Yは自分の識別について「間違いない」といふ確信度の強い証言をしているが、確信度の高さと識別供述の信用性は区別して判断しなければならないと判決は警告している。そして最終的に、観察の正確性自体につい

11) 大阪地方裁判所平成16年4月9日判決(判例タイムズ1153号296頁)。

て相当の疑問があること、目撃供述が時期が後になればなるほど具体的で詳細な特徴を供述していて、このような特異な事態の推移は警察官の強烈な暗示誘導による影響なくしてはおおよそ考えられないとして、非常に厳しい疑問を投げかけている。

このような識別の確信度の有意的関連性がないという指摘は、同事件の判決の独断ではもちろんない。目撃証人の記憶の確信度というのがいかに危ういものかは、前述したエリザベス・ロフタス教授が著書などで明白に示されている。ロフタス教授は、目撃証人の記憶の確信度についてこのように述べている。

「不幸にして目撃者の記憶の確信度と目撃者の記憶の正確さの間には、はっきりした関係が認められていない。しかも、確信度自体が非常に誤りやすい創造物なのである。例えば、ほかの証人も同じ識別をしたと伝えられると、証人は自分の識別の確信度を一層高める傾向が認められる」¹²⁾。

つまり、他からの情報があると、目撃者は安心して「ああ、やっぱり自分の識別は確かなんだ」と思ってしまう。自分の記憶の確かさではなく、他からの暗示や示唆によって簡単に確信度を高めてしまう。そういう証言の「強さ」について創造性があることをロフタス教授は指摘しているのである。勿論この指摘は単なる意見ではなく、様々な経験的研究あるいは実際の事例によって裏付けられている。

c. 犯人識別供述の変遷

では、大阪テレクラ事件の犯人識別供述がどのように確信度が高いものになっていったか、判決を手がかりにその過程を具体的に見ていく（図7参照）。

被害時の供述では、年齢、身長、体格、髪ぐ

情報提供時点 \ 識別情報	年齢	身長	体格	髪	顔つき	眼	あご	口元	言葉	服装
①被害時	○	○	○	○						
②第1回面通し	○	○	○		○	○	○			
③同					○	○		○		
④第2, 3回面通し	○	○	○		○	○	○	○	○	
⑤公判				○						○

【図7】Yの犯人識別供述における識別情報の出現表

らいしか供述していない。ところが、第1回面通しでは、顔つきや目や顎といったものにまで言及する。さらに、第2回、第3回の面通しになると、口元であるとか言葉使いであるとか、詳細に渡って犯人像を述べ始める。公判になると、「こういう服を着ていた」ということまで言い始めている。確かに我々は、直ちに思い出せないことについて何らかのきっかけで記憶を蘇らすということを知っている。ところが、このYの犯人識別供述のように、何度も単独でXを見る機会を重ねるにつれて犯人像の供述が詳細になっていく場合には、その過程で誘導や虚偽が混入した疑いが強くなる。

（4）犯人識別供述が問題とされた裁判例

もっとも、大阪テレクラ事件の判決は決して突出したものではない。ここで、最近我が国において目撃証言（犯人識別供述）の信用性が否定されたケースをいくつか見ておこう。2003年11月13日、東京地裁で、車でバイクをはねた主婦が、目撃証言を疑問として無罪とされた。2003年12月9日には、那覇地裁で公然わいせつで起訴された男性について目撃証言に疑いがあるとして無罪判決が出ている。2004年3月24日には千葉地裁で、以前に放火容疑で逮捕された前歴のある少年が目撃証言が曖昧として家庭裁判所で不処分（成人でいう無罪に当たる）とされたケースについて、千葉県に250万円の賠償命令が出た。2004年7月13日には、上述の那覇

12) ロフタス前掲注5xiv頁。

地裁の事件での検察側控訴につき、福岡高裁那覇支部で目撃証言の信用性が否定され、地裁判断が支持されている。

このように新聞報道から拾っただけでも、犯人識別供述の信用性がないとして頻繁に無罪判決が出ていることがわかる。他方で、目撃証言の結果、誤って有罪とされてしまったケースも多数報告されていることも忘れてはならない。

たとえば、有名な徳島ラジオ商事件では、被害者の妻であった富士茂子さんが被告人とされ、同じ室内で寝ていた夫を刺し殺したとされた¹³⁾。この事件では、目撃証人として住み込みの店員であった2人の少年が「富士さんが夫を殺した」という証言をしている。この事件については当初から内部犯行説と外部犯行説とに捜査当局内部でも割れていたが、最終的にこの2人の少年の証言によって内部犯行説で決着し、富士さんが起訴、有罪とされた。富士さんは最高裁に上告していたがそれを取り下げ服役し、刑務所を出てから再審請求をおこなう。しかし無念の中で亡くなられ、これを遺族の方が継承し、いわゆる死後再審が進められた。我が国で再審請求人が死亡した後に裁判所が初めて無罪判決を出した、そういう意味でも非常に特異なケースである。この2人の少年は後に偽証であったことを認めており、典型的な虚偽供述タイプであった。見ていないのにもかかわらず見たと言わされたのである。

誰かを見たのだけれども、誤った識別をしている（誤認供述タイプ）のではないかと争われている事件も数多くある。1967年に水戸で起きた強盗殺人事件で再審請求中の布川事件を紹介しよう¹⁴⁾。1978年に確定し、2005年に再審決定が

出され現在抗告審である。この事件では午後9時ごろ、100メートルほど離れた地点から被告人らが殺害のあった犯行現場の家から出てくるのを見たという目撃証言がある。他にも何件かの目撃証言があるが、目撃した時間帯、現場の明るさ等の客観的な阻害要因から見ても信用性の乏しいものであったにもかかわらず有罪判決が出ている。(2005年9月21日、ようやく水戸地方裁判所土浦支部が再審開始決定¹⁵⁾を出しており、現在検察側の即時抗告により抗告審で争われている。)

また、1974年に起きた過激派の内ゲバによる殺人事件で、白昼、東京都内の路上で活動家が殺された富山事件も誤認供述が争われているケースである¹⁶⁾。この事件は、真昼間の都会の路上での事件ということで多くの目撃証人がいるのが特徴である。一審はこの目撃証言の信用性がないとして無罪判決を出す。ところが二審では逆転有罪判決が出て1984年に確定するが、現在再審請求がなされている。この事件では目撃条件そのものは良好なはずだが、目撃証人たちの証言の内容の変遷を見てみると、最初はおのおの食い違っていたのが、警察の調べが進むにつれてばらばらだった目撃供述がだんだん一致していくという奇妙な経過をたどっていることがわかる。しかも、最後まで自分の供述を変えない、独自の犯人像を述べる目撃証言者は裁判の場に証人として出されないという非常に偏った目撃供述の利用の仕方がされているのである。そうしたことで一審は目撃証言に信用性がないとして無罪にしたのである。

我々が「目撃証言がある」という時に気を付けなければならない点は、第一は、法廷に証人として出ている人以外にも目撃証言があるかも

13) 徳島ラジオ商殺し事件については、再審無罪判決は、徳島地方裁判所昭和60年7月9日判決（判例時報1157号3頁、判例タイムズ561号180頁）参照。同事件につきたとえば、開高健『片隅の迷路』（1976毎日新聞社）などを参照。

14) 布川事件については、同事件ホームページ<http://www.fureai.or.jp/~takuo/fukawajiken/index.htm> 参照。

15) 要旨については、<http://www.fureai.or.jp/~takuo/images/Ketteiyoushi.pdf> を参照。

16) 同事件について詳しくは、<http://www4.ocn.ne.jp/~tomiyama/index.htm> を参照。

しれないこと、第二は、法廷に出ている証人であっても当初は異なった識別供述をしていた可能性があるということ、である。こうした問題が顕著に出ているのが布川事件や富山事件だと考えられる。大阪テレクラ事件でも指摘されていたように、事件直後に曖昧な、漠然とした供述しか出ていないにもかかわらずだんだんと詳細な供述に変遷していた。最悪なのは、最終的に暗示や誘導、あるいは事後的な情報や他人の供述に裏付けられたりして確信度が高まった段階での証言だけが法廷に出てくるケースである。

これは、「証拠開示」という問題にかかわる。現在の日本の裁判制度では検察側には自分たちが持っている情報や証拠を全て裁判所に提出するという義務はない。自分たちの主張に有利な証拠や情報だけを使って有罪を求めることができる仕組みになっている。もちろん目撃証言の問題だけに限らず、検察官はたとえアリバイの存在を知っていても、被告人に有利な何らかの証拠があっても、道義的には別にして、法的にはこれらを提出する義務はない。こうして、目撃証言として公判に現れているものだけを見ても確かかもしれないが、その証人に依存するだけでは実はその事件の有罪証拠とするには十分ではない。

最後に、身近な事件を紹介したい。1984年に滋賀県の日野町で起きた殺人、死体遺棄事件で、2000年に確定し現在、大津地裁で再審請求中の日野町事件である。これは日野町の酒屋さんの女主人が殺され、死体が造成地に捨てられ、山中から酒屋にあった手提げ金庫が見つかったというものである。全国的には布川事件や富山事件ほどには知られていないが、この事件にも問題点がたくさん指摘されている。被告人は取調べで自白しているが、一審の裁判所はこの自白に信用性がないとして状況証拠に依拠して有罪としたが、二審の大阪高裁は全く逆で、自白は

信用できるとして有罪とした。

その状況証拠の1つが、犯行時刻に近い午後7時ごろ、再審請求人が酒屋のすぐ側で目撃されたというものである。目撃者は走行中の車中から被告人を目撃したことになる。近所に住む若い女性だが、当時は街灯もなく暗い場所で、十字路から左に曲がる時、つまりライトは当たらないにもかかわらず、右手に請求人がいたと目撃証言をしている。この目撃の信用性が論点になっている。これは、目撃したことは正しいかもしれないが、他の人を目撃した可能性が否定できないこと、被告人を目撃したのは確かであっても異なった日に目撃した記憶と混同している可能性がある。被告人はこの酒屋が行きつけでしばしばその当たりに車を止めて店に行っていた事実が判明しているからである。

2番目はアリバイ時の目撃者が供述を変遷させている問題である。請求人（被告人）は当初から、「自分はその時間、〇〇さんの家に行って飲んでいた」と述べている。それを肯定する方もいたが、最初は肯定していたにもかかわらず、後になって「請求人は来ていない」と否定し供述を覆した方がいる。この供述者に関して信用性に問題があるとされてきた。だが、判決ではアリバイは成立しないとされている。

4. 目撃証言のあるべき取り扱い

以上、カナダと我が国の事例をいくつか紹介してきたが、目撃証言の信用性が争われている裁判はこれらに限られない。ではこうした犯人識別供述に関する問題によって誤判が起きないようにするにはどうしたらいいか。

第一に、適正な目撃証言の取得と信用性の判断方法を検討する必要がある。ソフノー事件調査委員会の報告書が勧告したように、目撃証言といわれているものの正確性をいかに確保す

るか腐心しなければならない。まずは、目撃時期からできるだけ早期に目撃者から捜査機関が情報を得て、これを記録化しておくことが望ましい。犯人逮捕に備えて、目撃情報の記録化が必要である。

第二に、目撃者の記憶の正確性を判断するため、識別供述の信用性判断を高める工夫が必要である。これについてはラインナップや写真面割の手の適正化と記録化が必要である。先に紹介したソフォノー事件調査委員会の勧告内容が参考となろう。

第三に、虚偽の目撃証言を排除するため目撃証言の信用性もきちんと吟味しなければならない。そのためには、当該事件に関する証拠の全面的な開示が必要である。すなわち、検察官が持っている犯人目撃に関わる様々な情報や資料を全て被告人・弁護人に開示しなければ問題は決してなくなるであろう。また、犯人識別供述に関する専門家を動員することが不可欠である。それには心理学の専門家、目撃証言を取り扱うことのできる専門家が適任である。

第四は、目撃証言の問題に関わらず、あらゆる点についてであるが、適正で公正な裁判に対する恒常的な努力を続けなければならない。それには、司法に関わる捜査官、検察官、弁護士、そして裁判官など、様々な立場からそうした努力を積み重ねていく必要がある。

上記の点は、大阪テレクラ事件での判決文中にも具体的に指摘されており、「犯人識別過程において捜査官が極力目撃者に暗示を与えないように努めるべきだ」、「強い暗示を与えやすい単独面通しはできる限り避けるべきである」、「初期供述の保全にできる限り努めなければならない」と述べられている。上記の注意点はそのまま当てはまると言ってよい。

特に同判決は、我が国で単独面通しが未だに横行していることから、「今後、大阪府警が、先に述べた最高裁判例を初めとする近時の裁判例

FD-305 (Rev. 11-15-85)

FBI Facial Identification Fact Sheet

Retain original for your files. Send only legible duplicate copy to Special Projects Section, Laboratory Division. To expedite transmittal of form send to Special Projects Section by teletype machine 8:00 a.m. to 5:30 p.m. (EST/EDT). FBI 204-2205

Case Title _____

Date of Interview _____ State Number _____ Field Office Number _____

Name of Witness _____ Interviewing Agent _____

Before returning to Facial Identification Catalog obtain description of unknown subject from witness and check pertinent boxes in each category listed below. Using this information, draw witness to appropriate sections of the catalog and enter final selections on lines provided in each category.

Group Number	Sex	Age	Race	Complexion
Height	Weight	Build	Color of Eyes	Color of Hair

A. Head
 1. oval
 2. round
 3. square
 4. long
 5. rectangle

B. Eyes
 1. average
 2. bulging
 3. sunken
 4. recessed
 5. narrow
 6. heavy lids
 7. overhanging lids

C. Eyebrows
 1. average
 2. thin
 3. heavy
 4. missing

D. Nose
 1. average
 2. crooked
 3. hooked
 4. Roman bridge
 5. large
 6. wide base
 7. upturned base
 8. long

E. Mouth
 1. average lips
 2. both lips thick
 3. upper lip thin
 4. lips unequal
 5. wide lips
 6. small lips

F. Chin
 1. average
 2. jutting
 3. pointed
 4. receding
 5. square
 6. double chin
 7. cleft/chin
 8. sharp
 9. long

G. Cheek and Cheekbone
 1. average
 2. prominent
 3. sunken

H. Hair
 1. straight
 2. curly/wavy
 3. lacking

I. Mustache and Beard
 1. mustache and beard
 2. mustache
 3. beard

J. Facial Lines
 1. forehead
 2. eye area
 3. otherwise

K. Scars
 1. none
 2. horizontal
 3. vertical
 4. diagonal
 5. irregular

L. Hair Loss
 1. average
 2. low
 3. high

M. Skin Irregularities

For a detailed description of hat, glasses, and clothing from word list. Include photos of drawings showing same items, if possible. Use drawing of head to mark position of hairline, hat, scar(s), freckles(s), beard, mustache, etc.

【図8】FBIが使用する犯人識別供述カード

の動向や認知科学上の研究成果に学び、一刻も早く本件のような旧態依然たる捜査方法を改められることを切に要望する次第である」と強く警鐘を鳴らしている。

心理学のサイドもどのような識別手続、あるいは識別供述の採取方法をとればいいのかということについて具体的なガイドラインを公にした（法と心理学会・目撃ガイドライン作成委員会『目撃供述・識別手続に関するガイドライン』（2005；現代人文社））。法と心理学会のワーキングチームが作成し、誰でもこれを利用できるようになっている。専門家もただ単に批判しているだけではなく、こういう風にすべきだというモデルまで示している。

図8は、FBIが用意している犯人識別供述が採られる際の共通フォーマットである。このような識別供述録取書があるので、どんな事件でも基本的な情報の確認を怠ることはない。様々なチェック項目が用意されていて、性別・年齢・人種・背丈・体重・体型・顔に関して（髪・眼・眉・鼻・口・顎・頬・耳・頭・ひ

げ・肌・傷跡・おでこ）、その他の特徴をきちっと、データとして取っておく姿勢が現れている。捜査機関において、このように犯人識別供述の正確性を担保しようというシステムが既に諸外国では実施されている。こうした点でも、わが国の警察における証言採取の方法や手続は余りに前時代的に過ぎる。前述のガイドラインと共に、早急な導入検討が図られるべきである。

おわりに

トラスコット氏がカナダの再審無罪判決に触発されて、自分が無実であるということに公に訴えるようになったことを紹介した。その契機となったのが、カナダで最初の再審無罪事件に関する公式の調査委員会が生まれたマーシャル事件だが、同委員会の調査報告書（1990年刊）の冒頭で、次のように述べられている。

「我々は、ドナルド・マーシャル・ジュニアに起こったような誤判（これは殺人事件で、10年間無実の罪で獄に繋がれていた）が今後決して生じない保証はないことを知っている。けれども、[刑事司法に]責任と権限ある人々は、そうした可能性を少しでも減少させることができるよう、あらゆることを人間として実行する責務があると我々は信じている。そのような信念に基づいて、我々は本報告書をここに提示する次第である」。

これは、公的な、政府によって設置された調査委員会の報告書に書かれた文章である。マーシャル事件報告書の中で、委員会は、検察官が持っている手持ちの証拠は全て被告人に見せなければならないという義務を課すべきという勧告をした。カナダの刑事司法実務でそうした義

務が即座に導入、実現されることはなかったが、その後1991年にカナダの最高裁がこの勧告を受け入れて、検察官は手持ちの証拠を全て被告人・弁護人に見せる義務があるという画期的な判決を出した。幸いカナダでは、仮に目撃供述が複数ある場合に、開示されていない目撃証言があるなら必ず被告人の弁護人にその情報が伝わるような義務を負わせている。翻って我が国では、残念ながらそのような義務を検察官は負っていないし、裁判所もそうした義務があるとは考えていない。また、大阪テレクラ事件の裁判長があれほど非難していた単独面通しも、日々繰り返されているだろう。

われわれが被害者となった時に、「この人が犯人ですか」と尋ねられるかもしれない。その時に、「単独面通しは危険だから、ラインナップをしてくれ」と要求しないと、私たち自身が誤判を生み出す原因になってしまうかもしれない。被害者の立場に立ってみれば犯人は憎いものである。絶対に捕まえて欲しい。しかしそういった気持ち、正義を求める純粋な気持ちが、時には誤った結果、実は正義にかなわない結果を生んでしまうということに私たちはやはり常に警戒しておく必要があるだろう。（了）

文献

- Huff, R., Rattner, A. & Sagarin, E. (1996) *Convicted But Innocent: Wrongly Conviction and Public Policy*.
- Scheck, B., Neufeld, P. & Dwyer, J. (2000) *Actual Innocence*.
- Sher, J. (2001) *Until You Are Dead: Steven Truscott's Long Ride into History*.

(2006. 11. 29 受稿) (2007. 1. 11 受理)

